「(1)　乗用のもの
(i)　営業用　年額　六千九百円
(ii)　自家用　年額　一万八百円
(2)　貨物用のもの
(i)　営業用　年額　三千八百円
(ii)　自家用　年額　五千円」

を

年額　六千九百円
年額　一万八百円

に改め、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「軽自動車等の」を「軽自動車及び小型特殊自動車の」に、「に掲げる区分」を「の区分」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百六十三条の十五とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目　賦課及び徴収

第四百四十三条の見出しを「(国等に対する軽自動車税の非課税)」に改め、同条を第四百四十五条とし、同条の次に次の四条、一款、款名及び目名を加える。

(環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百四十六条　市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一　電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。)

二　天然ガス軽自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　次に掲げるガソリン軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。)

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第四百五十一条第一項第一号ハにおいて「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項において同じ。)が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

2　前項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車(第四百五十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第四百五十一条第一項第一号ハにおいて「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百六十五」と、同号ロ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百四十七条　市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一　相続(被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。)により取得した三輪以上の軽自動車

二　法人の合併又は政令で定める分割により取得した三輪以上の軽自動車

三　法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合(政令で定める場合に限る。)における当該新たに設立された法人が取得した三輪以上の軽自動車

四　会社更生法第百八十三条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この号において「更生特例法」という。)第百四条又は第二百七十三条において準用する場合を含む。)、更生特例法第百三条第一項(更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。)又は更生特例法第二百七十二条(更生特例法第三百六十三条において準用する場合を含む。)の規定により更生計画において株式会社、更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関又は同条第六項に規定する相互会社から会社更生法第百八十三条第一号に規定する新会社(以下この号において「新会社」という。)、更生特例法第百三条第一項第一号に規定する新協同組織金融機関(以下この号において「新協同組織金融機関」という。)又は更生特例法第二百七十二条第一号に規定する新相互会社(以下この号において「新相互会社」という。)に移転すべき三輪以上の軽自動車を定めた場合における当該新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社が取得した三輪以上の軽自動車

五　委託者から受託者に信託財産を移す場合における当該受託者が取得した三輪以上の軽自動車

六　信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。以下この号において同じ。)に信託財産を移す場合における当該受益者が取得した三輪以上の軽自動車

七　信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者が取得した三輪以上の軽自動車

八　保険業法の規定により保険会社がその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社が取得した三輪以上の軽自動車